

係争中にもかかわらず退職勧奨 退職金制度の変更を絡めて 52歳以上は今年辞めると有利？

以前は50歳以上の従業員が退職すると、定年退職扱いになり退職時点での退職年金の受給が可能でした。それが2009年退職金制度改定に伴い、確定給付年金（以下、C Bという）の支給開始年齢が50歳から60歳に改定されました。ただし、2009年から2年間の移行措置として、60歳未満であっても2011年までに退職する従業員に対しては、退職時点でC Bの受給が可能となっています。

退職勧説 会社を信用したら

ませんでした。組合側弁護士は「訴えの利益なし」ということで、結審の日に、係争内容の一部である「退職強要の差止め」請求を取下げるとを裁判所に伝えました。

妙のタイミングでした。
組合の抗議に対して、
会社は「本年中にやめる
と年金支給について有利
である」ことを伝えただけ
である」と主張してきま
したが、Bさんに対する
退職勧奨であることは明
らかでした。それも「結

**退職の決断は
慎重に**



未だに退職勧奨が行われています。今回の対象者は、52歳以上の社員のようです。例えば、ある52歳の社員Aさんは、所属長からウソの情報を教えられ退職勧奨を受けました。また、年齢が52歳を超える、退職強要裁判の原告Bさんも、裁判の結審日にも拘わらず、退職勧奨を受けました。

会社はこのことを利用して、一部の52歳以上の従業員に退職を勧めているのです。

京地裁に提訴しました。当然のことながら、会社はその後は原告4人に対しては、退職強要はもちろん退職勧奨も行ってきませんでした。そこで会社側弁護士は裁判所に「退職強要の差止め」請求の取下げを働きかけてきました。

うとしている」と上長が
「ちよつといいでですか?」
と声をかけ、Bさんに「今、
退職すると有利ですよ」と
と退職を勧めてきました。
まさにBさんが組合側弁
護士に連絡して、請求の
取下げをやめさせること
が、時間的に不可能な絶

審の日」＝「審理が全て終了する日」を選んで、原告が退職強要について、これ以上、裁判所に訴えることが困難なことを知つたうえで退職勧奨をしてきたのですから、極めて悪質です。

さらに、「退職強要の差止め」請求を取下げる絶妙のタイミングで行つてきましたということについて、現役の原告3人（木村団長は昨年、定年退職）は怒りを新たにしています。

原告側は急遽、木村団

2011年10月17日

か い な

第2189号 (2)

PBC評価制度を斬る・その1 評価制度の歴史と問題

現在、会社の人事評価はPBC (Personal Business Commitments) により行われています。組合は、この評価制度については、仕組みおよび運用の仕方に大きな問題があるためシリーズで取上げていきます。今回は、IBMの評価制度の歴史と問題について概要を紹介し、次号以降でも「PBCの仕組みについて」「低評価者に対する会社の施策」「低評価を受けた人の実例」について紹介していきます。

組合は、この評価制度について、仕組みおよび運用の仕方に大きな問題があるため反対しています。PBCによる評価制度はIBMの人事施策の根幹をなすもので、その方針を変えさせることには並大抵ではありません。

しかし、制度が存続していく中、運用において労働者の待遇に不公平や不利益を極力生じないよう会社に求めしていくことはできます。運用の現状は、労働者にとってだけでなく、長い目で見たら会社にとってもよいことではないと組合は考えております。

評価制度は一貫して不透明、恣意的評価助長

IBMは能力給を含んだ評価制度（成果主義）を40年以上前から、国内の企業で先駆けて取り入れてきました。この評価制度について、仕組みおよび運用の仕方に大きな問題があるため反対しています。PBCによる評価制度はIBMの人事施策の根幹をなすもので、その方針を変えさせることには並大抵ではありません。

しかし、制度が存続していく中、運用において労働者の待遇に不公平や不利益を極力生じないよう会社に求めしていくことはできます。運用の現状は、労働者にとってだけでなく、長い目で見たら会社にとってもよいことではないと組合は考えております。

1996年には、成果主義を推し進めるため年齢別昇給を廃止し、すべて能力給としました。IBMの人事評価制度は、昔から不透明です。アメリカの心理学も取り入れています。社員を管理するための巧妙で経営側からすれば都合のよい仕組みで、不満の種を隠すため隣の人の評価や昇給についてはわからぬようになっています。

そのため、実力主義に対応した制度といいながら、評価の仕組みを社員にも公表しないため、なぜこの評価になつたのか不透明で納得性のあるものではありません。恣意的評価を助長し、当然ランクインも説得力ある説明などできません。

このような大兄を受けて

求めて申し立てをしました。その結果、1994年6月に「組合の要求に応じて賃金制度の内容を提示しなければならない」という組合の要求を認めさせました。

最後は裁判で争うことになり、その経過の中で、会社は裁判対策のため制度をいろいろ変更してきましたことの影響もあって、

会社に制度を明示させることは出来ませんでしたが、会社の団交での対応を改善させました。

次はこの中からることになる。
3. 4 リストラ =

1994年までは、賃金制度不透明の問題はあるにしても、全員が昇給し、ボーナスも一律だつため、格差は今に比べてかなり小さいものでした。しかし、現在は、PBCによる評価制度になり、評価の結果がさまざまに処遇に関係し、2以上になるか、3以下になるかで非常に大きな差をつけられるようになります。不透明である制度の問題がよりクローズアップしてきました。

に広がりました。この異常ともいえる差別化は、企業の行く末に悪影響をおよぼすでしょう。ビジネスを推進していくための核ともいえるチームワークや開かれた職場の形成に逆行するからです。

このような弊害のある施策を会社がおこなつている目的は、2015年のロードマップ達成に向けた1株利益20ドル達成のための大額経費削減の中心をなす人員削減が関係していることは明らかです。その意味で毎年強制的に低評価者を作つていくでしよう

評価3、4の人に対し、ボーナスの大額削減だけでなく、P.I.Pの実施、降格、減給、そして退職勧奨と、あるゆる手段を使つて追い詰めていくと、いう会社のシナリオがこの2～3年の実態をみるとよくわかります。

不透明、異常な格差

「とはできます。運用現状は、労働者にとつたけでなく、長い目でたら会社にとつてもよことではないと組合はえていきます。

ため隣の人の評価や昇給についてはわからぬようになっています。そのため、実力主義に対応した制度といいながら、評価の仕組みを社員にも公表しないため、なぜこの評価になつたのか不透明で納得性のあるものではありません。恣意的評価を助長し、当然ランクインも説得力ある説明などできません。

明である制度の問題がよりクローズアップしてきました。ボーナスでいうと支給額は、評価4の人は、2の人のおよそ1／4です。ラインの評価結果は、今や社員および家族の人生を左右するくらい重大なものとなつており、責任は甚大です。

中心をなす人員削減が關係していることは明らかです。その意味で毎年強制的に低評価者を作つていくでしよう